

(拡充)

## 公立高等学校奨学給付事業

### 1 事業目的

世帯の所得水準に応じた奨学のための給付金を支給し、全ての学ぶ意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担軽減を図る。

### 2 事業内容

#### (1) 支給要件

- 市町村民税所得割非課税世帯（特別支援学校高等部生徒を除く）
- 保護者、親権者等が広島県内に在住していること
- 就学支援金支給対象である学校（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学している者（広島県外を含む）
- 平成26年度入学者から学年進行で実施（H26：1年生 ⇒ H29：1～4年生）

#### (2) 支給額（国公立の高等学校等に在学する者）

○生活保護受給世帯	32,300円（年額）
○非課税世帯【通信制以外】（※第1子）	75,800円（年額）
○非課税世帯【通信制以外】（※第2子以降）	129,700円（年額）
○非課税世帯【通信制】	36,500円（年額）

※ 第1子：第1子の高校生等がいる世帯

第2子以降：2人目以降の高校生等及び高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

#### 《拡充内容》

非課税世帯【通信制以外】（第1子）における支給額の増額

59,500円 → 75,800円（16,300円増）

### 3 予算額

481,254千円（前年度 444,011千円）